

美しいあなんを求めて

下水道



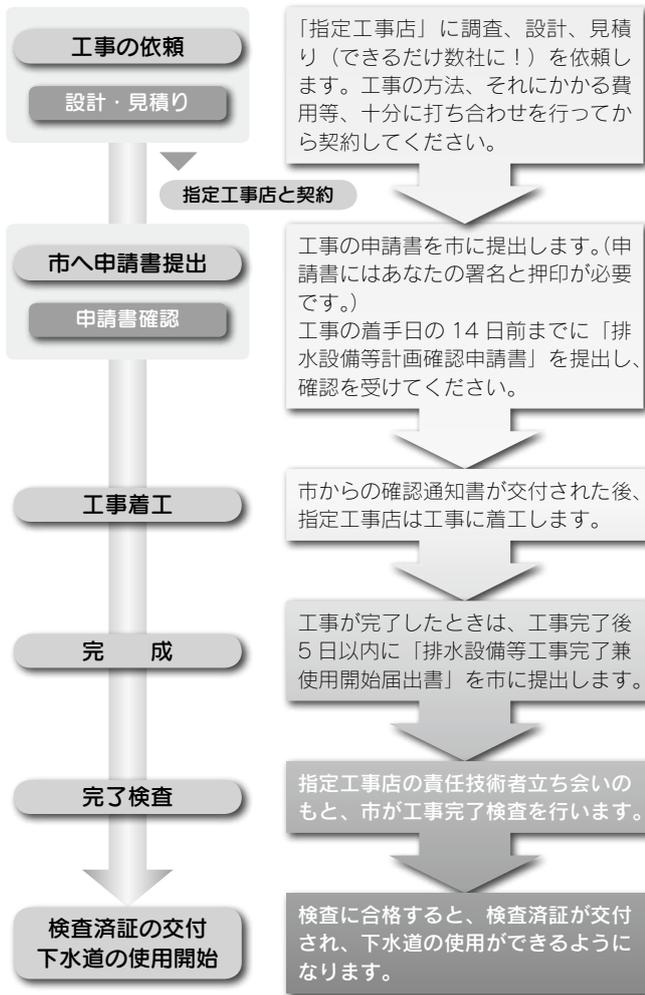
現在、富岡町の一部（ＪＲ牟岐線より西側）では、今年４月の供用開始に向けて下水道の整備を進めています。下水道が使用できる区域について、「供用開始の告示」を市が順次行います。

供用開始の告示を受けた区域の方は、下水道を使用するために、各家庭でトイレや台所、浴室からの排水管を公共汚水ますに接続する排水設備を設置する義務が生じます。また、くみ取り便所が設けられている建物は、３年以内に水洗便所に改造しなければならぬ義務も生じます。

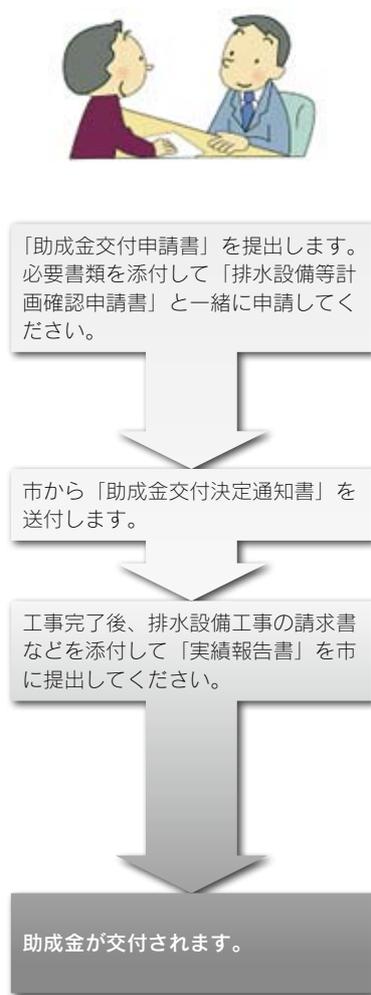
排水設備工事については、必ず市が指定する指定工事店に依頼し、工事着工の14日前までに、工事を行うための申請書を下水道課へ提出し、確認を受けてください。

指定工事店以外に依頼されたり、無届工事をされますと助成金の適用がないほか、違法行為として罰則が科せられますのでご注意ください。

排水設備工事申請の流れ



助成金申請の流れ



助成金

以下の区分1から区分3の合計額が助成金額となります。

区分	助成金
1	1年以内→20万円 2年以内→10万円 3年以内→5万円
2	3年以内→5万円
3	3年以内→5万円

※助成金の交付は、1敷地につき1回を限度とします。
※工事費用が上記の合計額に満たない場合は、その額を助成金額の上限とします。

市では、下水道の普及を促進するため、一定期間内に浄化槽の廃止または、くみ取り便所の水洗化を行い公共下水道へ接続した方に対して、助成制度を設けていますのでご利用ください。（上図参照）

助成制度の申請書は、排水設備工事の申請をする時にあわせて下水道課まで提出してください。

問い合わせは 下水道課（☎22-1796）へ